

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 6 月 17 日

水 曜 日

第 3922 号

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 1
- 自衛官候補生の募集期間 2
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 3

### 公 告

- 都市計画事業の施行 4

## 告 示

### 富山県告示第294号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年 6 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
富山県富山市庵谷字大谷25の1、26、猪谷字坂附場1、字三ヶ天1、字東大洞
- 1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県告示第295号

自衛官候補生の募集期間について

平成27年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定により告示する。

平成27年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	募集期間
自衛官候補生（男子）	年間を通じて受付
自衛官候補生（女子）	平成27年8月1日（土）から平成27年9月8日（火）まで

### 富山県告示第296号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成27年6月17日

## 富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (男子)	平成27年6月27日 (土)	自衛隊富山地方協力 本部	富山市牛島新町6番24 号

## 富山県告示第297号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業古黒部北部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成27年6月24日から

平成27年7月23日まで

## 3 縦覧の場所

入善町役場

## 教示

- この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第298号**

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営農地整備事業江尻地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年 6 月24日から

平成27年 7 月23日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**都市計画事業の施行**

大沢野都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成27年 6 月17日

1 都市計画事業の種類及び名称

大沢野都市計画道路事業

3・5・1号 上大久保上二杉線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町 1 の 11 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 富山県富山市上大久保、上大久保字高安割、上二杉、上二杉字大  
銀納割、西塩野 地内

使用の部分 なし

